

戸田市立芦原小学校PTA会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は戸田市立芦原小学校PTAと称し、事務所を芦原小学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、児童の健全な育成・福祉の増進につとめ、併せて会員の修養・親睦をはかることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は次のような方針にもとづいて活動する。

1. 教育を本旨とする自主独立の民主団体で、他の団体または機関の支配及び干渉を受けない。
2. 特定の宗教・政党にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. 第2条の目的達成のために活動するが、学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校児童の保護者と本校教職員をもって構成する。

また、特別会員を必要に応じて認める。

1. 本会への入会は任意である。
2. 入会・退会は所定の届出書を提出する。
3. 退会は以下のとおりとする。
 - ①(自動退会)子の卒業、子の転居または教職員の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会となり、退会届提出の必要はない。
 - ②(任意退会)自由意志によって退会する者は、退会届を提出する。

第5章 事業

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 児童の健全な育成のための協議、研究
2. 学校運営、学校の教育活動への援助、協力
3. 学校及び地域の教育環境の改善、整備
4. 会員相互の親睦と研修
5. その他目的達成に必要な事業

第6章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名（内1名は教頭）
3. 会 計 2名（副会長との兼任可）
4. 会計監査 2名（特別会員も認める）
5. 顧 問 若干名（学校長は顧問となる）

第7条 役員は次の方法で選出する。

1. 会長、副会長（1名は教頭）、会計、会計監査は、選考委員会で会員の中から候補者を選出し役員会にはかり、その推薦を得て総会において承認を得る。
2. 顧問は学校長がこれに当る。他に1年毎に役員会の推薦を得て顧問を置くことができる。

第8条 会長、副会長、会計、会計監査に欠員を生じた場合は役員会で選考し、承認する。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 会計は予算に基づいて会計事務を処理し、本会の財産を管理し、定期総会において決算報告をする。
4. 顧問は本会の運営に参加し、すべての会議に出席して発言することができる。
5. 会計監査は年2回及び必要に応じて本会の会計事務を監査する。

第10条 役員の任期は一年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会 議

第11条 会議は総会、役員会とし、会長が招集する。

各会議の議長はその都度選出するものとする。

第12条 各会議は下記に基づき開催するものとする。

1. 総会は全会員をもって構成し、対面式または書面決議の選択を役員会で決定し毎年1回開く。その定足数は、全会員の1／3以上とする。なお、当日欠席者、及びメール等で異議がない場合については、議決権をPTA会長に委任したものとみなす。
2. 総会は最高議決機関として、役員人事の承認、予算・決算の審議ならびに承認、および主たる事業計画等について過半数の賛成をもって議決する。
3. 災害等やむを得ない理由があるときは、役員会または書面等での議決ができる。
4. 臨時総会を必要によって開くことができる。但し、役員会の決議により要請がある場合は必ず開かなければならない。
5. 役員会は第6条に示す役員（会計監査を除く）及び必要に応じた教職員をもって構成する。総会に次ぐ議決機関で、各種議案の審議ならびに決定、細則の決定ならびに変更、補正予算の承認、その他必要事項の処理などを行なう。また、事業の企画の立案等について協議し、決議事項を執行する。

第8章 運 営

第13条 ブルーサポーター（活動のお手伝いをする人）

1. 本会を運営するため会員の中からブルーサポーターを募り、事務及び事業を行なう。

第14条 新部門の設置及び廃止は役員会にて承認を受け決定する。

第9章 会 計

第16条 本会の経費は会費、寄附金、事業収益金その他をもってこれに当てる。

第17条 本会の会費は、世帯単位とし、年額2,000円を6月の学校引き落とし分と合わせて口座引き落としにて納入する。

ただし、災害等やむを得ない理由があるときは、会長の判断で変更することができる。

1. 途中入会者については、次年度より納入する。ただし、6年生の途中で転入した場合は、実費を現金で納入する。
2. 年度途中退会者については、返金しない。

第18条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づき執行されなければならない。

第19条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 個人情報保護

第21条 個人情報保護法の改正・施行（H29.5.30）に伴い、「芦原小PTA」はこの法律の内容を理解し履行します。

1. 本会会員の個人情報の取得に当たっては、芦原小PTA以外に使用しません。
また、他の組織への流用は致しません。
2. 個人情報の利用は、芦原小PTAの活動以外は使用しません。
3. 集約された個人情報は、芦原小PTA会長が管理します。
使用しなくなった個人情報は、その都度破棄します。
管理に当たっては、電子・紙ともに会長が責任を持って保管する。
4. 芦原小PTAで作成された「名簿等」については、年度終了時に廃棄を依頼します。
「名簿等」を所持する役員は、各自の責任において保管し、年度終了時に廃棄します。
5. 当該本人から個人情報の訂正及び削除が求められた場合は、これに応じます。

第11章 その他

第22条 本会の運営に関して必要な細則を、会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て別に定めることができる。役員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を総会に報告しなければならない。

第23条 この会則は、総会において3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

附 則

本会則は平成 17 年 5 月 20 日から施行する。

- 第 1 回会則一部改正 平成 28 年 5 月 12 日
- 第 2 回会則一部改正 平成 30 年 5 月 16 日
- 第 3 回会則一部改正 令和 2 年 2 月 5 日
- 第 4 回会則一部改正 令和 3 年 5 月 24 日
- 第 5 回会則一部改正 令和 4 年 5 月 31 日
- 第 6 回会則一部改正 令和 5 年 5 月 26 日